

## 第1回小規模企業共済制度検討小委員会議事要旨

1. 日時：平成20年3月10日（火） 9:00～11:00

2. 場所：経済産業省別館11階 1120会議室

3. 出席者

○委員：浅野委員長 後藤委員 瀬戸委員 坪田委員 西沢委員 平川委員 吉岡委員  
渡邊委員

○省内出席者：横尾事業環境部長 佐藤財務課長 吉村税制企画調整官  
奈須野経営安定対策室長 最上中小機構室長

4. 配付資料

○資料1：議事次第

○資料2：委員名簿

○資料3：議事の公開について（案）

○資料4：小規模企業共済制度の見直しについて

5. 議事概要

○事務局より資料3について説明し、以下のことを小委員会として決定。

- ・一般傍聴は認めないが、議事要旨、議事録及び配付資料は原則公開とする。
- ・ただし、特別の事情がある場合には、委員長の判断でその全部又は一部を非公開とする。

○事務局より資料4について説明の後、自由討議。主な発言は以下の通り。

- ・今回の制度改正は、小規模企業共済制度がどうあるべきなのかということを抜本的に見直す機会。経済状況に左右されずに議論することが重要。
- ・加入対象者は拡大するべきだが、新規加入対象者については、「後継者」として整理すると加入が認められるのが「後継者」たる者1人に限られてしまう可能性があることから、「共同経営者」として整理できないか。
- ・「共同経営者」と整理する場合、所得税法第57条に基づく青色事業専従者給与の経費算入等、家族従業員に対して認められている税制上の措置との関係についても整理が必要。
- ・「個人」事業主の「共同」経営者という概念がそもそも論理的にあり得るのか。
- ・新規加入対象者とすべきなのは「後継者」ではないか。近年、個人事業主も高齢化が進んでおり、先代から事業承継した時には次の代の経営者も既に高齢であることが多い。制度の目的は変えずに、「後継者」の段階から小規模企業共済制度に加入して掛金を積み立てることができるような制度にするべき。
- ・現行の小規模企業共済制度が「経営者の退職金制度」である以上、事業承継を「後継者」の共済事由とすることは難しい。事業承継時の支援は契約者貸付で対応することとなる。

- ・新規加入対象者を「後継者」とする場合、「後継者」を客観的に定義しなければならない。小規模企業共済制度の加入業務を担っている委託機関に対して、加入資格のある「後継者」を判定するためのメルクマールが必要となる。
- ・実態は法人とみなすことができる個人事業主を認定し、家族従業員を「みなし法人の役員」と位置づけて加入資格を認めれば、結果として「後継者」も小規模企業共済制度に加入することができるようになる。
- ・加入促進の現場では、現在ニーズがあるのは新規加入ではなく、掛金の増額。老後の資金の確保を目的として掛金を増額される方が多い。
- ・個人事業主は、事業の廃止や事業主本人の死亡・病気による引退時には共済金、子供等に事業承継を行った時には準共済金を支給されるが、準共済金を共済金にできないか検討すべき。
- ・「後継者」又は「共同経営者」として加入し、間を置かずに脱退して共済金を受け取るという行為を繰り返されると、共済財政に大きな影響を与える。新規加入対象者の加入及び脱退の要件や、脱退する者に対する共済金の支払いのあり方についても検討が必要。
- ・配偶者を含む家族従業員は、中小企業退職金共済制度か小規模企業共済制度のどちらかに加入できるように制度設計するべき。
- ・上限に近い掛金を納付し大きなメリットを享受しているのが、所得水準の高い方々であり、制度本来の趣旨と異なるというのであれば、別途規制策の検討が必要。ただし、掛金の限度額は維持すべき。
- ・資金運用については長期的な視点が必要であるが、累積欠損金の解消が難しいのであれば、予定利率の引下げも視野に入れるべき。予定利率を引き下げても問題が解決しないのであれば、将来に向けて制度の健全性を維持する観点から、国に資金投入を要請することも考えてはどうか。
- ・景気の低迷は異例の事態。繰越欠損金の解消方策は、現在の経済状況を前提とするのではなく、経済動向を見極めた上で検討すべき。
- ・現下の経済状況を前提とすると、長い期間をかけずに繰越欠損金を解消するためには、リスクを取ってハイリターンが期待できる資産ポートフォリオを組むか、予定利率を引き下げるしかない。
- ・繰越欠損金を解消する目標時期を設定し、その目標達成に向けて一定の要件に合致すれば予定利率を引き下げるということをあらかじめルールとして定めておいてはどうか。